

大阪府では平成21年8月～9月に特定建築物の所有者等及び防除業者を対象にIPMに関する実態調査を実施しました。調査結果については以下をご覧ください。

特定建築物におけるIPMに基づく防除の実態とその推進

大阪府健康医療部環境衛生課

1 はじめに

当課では、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下、建築物衛生法という。）を所管している。建築物衛生法で規定された特定建築物の立入検査等は、保健所設置市である、大阪市・堺市・東大阪市・高槻市を除く大阪府域が所管区域であり、この区域を4つに分けて4保健所が実施している。

平成15年4月の建築物衛生法施行規則改正により総合的有害生物管理（以下IPMという。）の概念に係る規定が追加され、平成20年1月の「建築物環境衛生維持管理要領」改正で、その内容が具体化された。

大阪府では、これまで特定建築物所有者等に対し立入検査などの機会を通じてIPM概念の周知を図ってきた。しかし、維持管理要領やマニュアルに示されているような詳細な実施状況や認識については、不明であった。

そこで今後のIPM推進に向けての基礎資料を得るため、特定建築物の所有者等や防除業者に対しIPMに基づくねずみ害虫等の防除の実施状況や認識についての実態調査を行った。

2 実態調査概要

- (1) 調査対象：特定建築物194施設（食品取扱店舗108件、事務所86件）
及び防除業者23社（(社)大阪府ペストコントロール協会
会員、ビル内防除実施の業者）
- (2) 調査期間：平成21年8月～9月
- (3) 調査方法：特定建築物所有者等・防除業者へのアンケート調査

3 結果及び考察

(1) IPMに基づく生息調査、目標設定

特定建築物では、生息調査はトラップ調査が多く用いられていた。また、調査結果を捕獲数だけでなく指数（1日1トラップ当たりの平均捕獲数や単位面積当たりの数）等で把握している施設は約50%（180件中91件）で事務所に比べ店舗の方が多かった（表1）。

表1 指数等での把握

	店舗(105件)	事務所(75件)
把握している	57%	41%
把握していない	40%	49%
未回答	3%	9%

一方、防除業者では目視・トラップ・管理者等への聞き取りなどを併用する生息調査が多く、その調査結果を指数等で把握している業者は90%に上った。

また、生息調査結果に基づいて措置を行なう「目標水準」を設定している施設は約40%であった。防除業者では約70%が目標水準を設定していた。

(2) ねずみ害虫等の発生状況

特定建築物の64%でねずみ害虫等の発生が見られ、用途別では店舗70%、事務所56%と、店舗がやや多い傾向にあった。発生種別では、店舗、事務所ともゴキブリが最も多く次いでハエとなり、その傾向はよく似ていた（図1）。

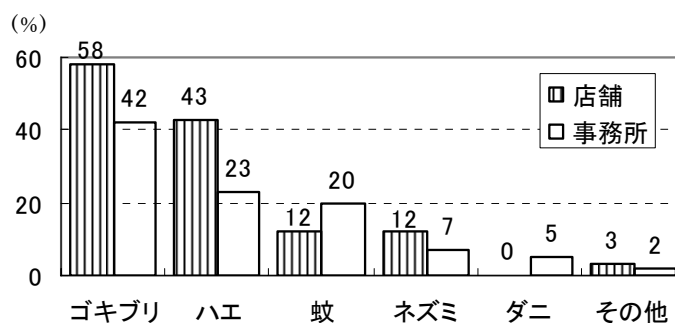


図1 ねずみ害虫等の発生状況

(3) 発生源対策と侵入防止対策

発生源対策

日頃からの整理整頓・掃除などの発生源対策は、

ほとんどの施設が実施していた（表2）。

表2 発生源対策を行なっている施設

	店舗(108件)	事務所(86件)
行っている	94%	99%
行っていない	4%	0%
未回答	2%	1%

表3 侵入防止対策の実施

	店舗(108件)	事務所(86件)
行っている	59%	52%
行っていない	19%	27%
業者に任せてわからない	20%	20%
未回答	1%	1%

また、隙間をふさぐなどの侵入防止対策を実施している施設は半数以上あった（表3）。

防除業者では、ねずみ害虫等の日頃からの発生源対策は80%が実施しており、侵入防止対策はすべての業者が実施していた。

(4) 薬剤散布前後の利用者への周知と防除作業後の評価

特定建築物で薬剤散布を行った場合、薬剤散布前後3日間以上その旨を掲示していた施設は、約30%と少なかった。防除作業後の生息調査は約70%の施設で実施されており、その結果から再度防除を実施しなければならなかった施設が約30%あった。

防除業者では、ほとんどが薬剤散布を行う際に所有者や管理者に事前の了解を得ていたが、散布前後3日間以上その旨を掲示していたのは約10%のみであった。防除作業後の効果判定調査は90%以上で実施され再度措置を行う必要があったものが70%であったことが分かり、効果判定の大切さが認識された。なお、再度措置したことは、掃除などの環境整備が不十分なことを原因と考える業者もあった。

(5) IPM についての認識度

特定建築物所有者等の中で IPM を認識している者は約 50% で、その内の 70% 近くが IPM に基づく防除を実施していた。「業者に任せていて分からない」も含めると、残りの 30% が IPM を認識しながら実施していなかった (図 2)。

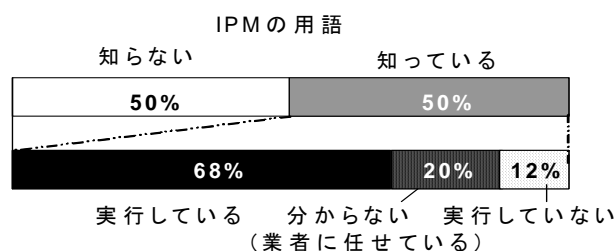


図 2 所有者等における IPM についての知識及び認識度

一方、防除業者では IPM を認識していると回答したのは約 90% に上った。そのうち IPM を特定建築物所有者等に提案している者は約 80% あり、IPM に基づく防除を実施しているのは約 70% であった。提案しても、所有者側の経費節約や IPM の理解がなく実施できないという回答があった。

4 まとめ

環境整備や薬剤散布の前提となる生息調査を実施している施設は多かったが、生息調査結果の指数等での把握、その後の対応の目安となる目標水準等の設定や侵入防止対策、薬剤散布の周知等を行っていた施設が少なかった。一方、業者側では薬剤散布周知率が低いほかは、生息調査結果の指数等での把握、目標水準等の設定などいずれも高い実施率を示したにもかかわらず再度措置率が高かった。これらのことから、IPM に基づく防除等が適切に行われているかさらに詳細な検証が必要と考えられる。

IPM に基づくねずみ害虫等の防除についての認識は、防除業者に比べ所有者側は、かなり低かった。また、所有者側で IPM を認識しているところは実施率も高く、業者から所有者側への提案もされていたことから、IPM に基づく防除の推進のためには、IPM が健康や環境への負荷を最小限にとどめる方法であることを所有者側へ重点を置いて周知啓発することが大切であると考えられた。

5 推進の取り組み

実態調査結果から、所有者側への周知啓発を行っている。

- 1) 特定建築物の立入検査時、調査結果説明と今後のアドバイス
- 2) 特定建築物の立入検査時、未調査施設の IPM に基づく防除取り組み状況の把握と今後のアドバイス
- 3) 所有者向け講習会での、周知啓発

特定建築物に限らず、府民から多くのねずみ衛生害虫の防除に関する相談が寄せられている。保健所では、(社)大阪 PCO 協会のご協力により IPM に関する研修会を実施するなどの取り組みも行っている。今後も、推進に向けた取り組みを継続していく。